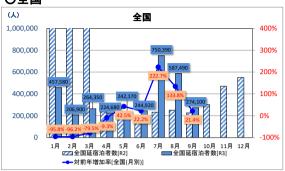
〇外国人延宿泊者数(第2次速報ベース) 各県推移(単位:人)

- ■☑データ出典 観光庁宿泊旅行統計
- ■四調查対象
- 統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、標本理論に基づき抽出されたホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などで、従業者数に応じて以下のとおり。
- 林紅江太東2/宋に規定する事業所は集団アーダへ一人(総務省)を基に、標/ ・応従業者数10人以上の事業所:全数調査
 ・応従業者数5人~9人の事業所:1/3を無作為に抽出してサンブル調査
 ・応従業者数0人~4人の事業所:1/9を無作為に抽出してサンブル調査
 ■四国内延宿泊者数については、全体と外国人延宿泊者数の差により算出

〇全国



〇瀬戸内7県計



〇県別

